

# GEKIMIN 元気な民商ニュース

NO. 706

発行: 北区民主商工会

住所: 北区豊島 2-13-7

電話 3913-6632

商工新聞今週の読みどころ

今週号は全商連総会特集です！全国の民商の取り組みなど呼んでくださいね。北区民商もがんばりましょう！

ホームページ <http://minsyou.sub.jp/> Eメール [kitamins@minsyou.net](mailto:kitamins@minsyou.net)

## 東商連総会開催

快晴となった6月3日(日)、練馬区立区民・産業プラザ「ココネリホール」を会場に、東商連定期総会を行いました。

43民商・151名が参加し、一年の活動総括と今後の方針を討議しました。北区民商からは、東商連常任理事を務める尾藤会長を初め5名が参加しました。

初めに、星東商連会長から、モリカケ問題での政治腐敗、9条改憲での自衛隊明記など、安部政権の暴走を許さない運動が強調されました。続いて、中里俊男事務局長から総会方針の提案を行いました。

各民商の代表発言では、1千万円の税金滞納を執行停止で消滅させた経験(板橋民商)、婦人部で支部単位で歩こう会やカラオケ会、料理教室など毎月何かのイベントで元気に活動して

いる様子(東大和民商)、毎月班会の取組み(足立西民商)などの報告がありました。北区民商からは鳥居事務局長が、「消費税増税問題学習会の経験と今後の計画」を発言しました。

役員選考委員会を経て、新人事を尾藤さんが発表。中里事務局長の定年に期し、左記人事が発表となりました。

### 【新三役】

会長：星 実 (印刷業)

副会長：武藤 幸子 (たばこ小売) (印刷業)

副会長：長谷川 清 (印刷業)

小林 明子 (行政書士)

武田 武 (電気工事)

田中 茂 (機会据付)

大内 朱史 (事務局長)

事務局長



東商連 第72回 星会長挨拶：新役員体制でスタート

## 十条総会



お便り紹介  
山口 節子さん  
十条支部長

十条支部では、5月28日(月)午後7時より、会員さんのお店扉明日(ピアス)を会場に、総会&懇親会(カラオケ)を開催しました。

参加費は3000円(本人1千円・支部補助2千円)参加者は、女性5名、男性5名の10名です。司会はず



ハート型のテーブルがかわいいスナック扉明日さん

津木正志さん。総会では、鳥居事務局長が10余の理事が起草した案を分かりやすく読み、納得しました。山口支部長の挨拶と会計報告で、十条支部の今までと、これからを報告。質疑・討論では「自社アピール」について質問がありました。

支部役員は、支部長・山口節子(会計)と兼務)、副支部長：宇津木正志が承認を得て再任となりました。2部の懇親会は、吉良睦夫さんの乾杯の温度で始まり自己紹介で親しさを深め、いよいよカラオケタイムです。初めてのメン

## 支部総会 続々

各地域で支部総会が行われています。6月1日(金)桐ヶ丘支部(5名)、2日(土)赤稲支部(2名)北南支部(15名)、5日(火)東神支部(6名)赤志茂支部(名)。それぞれの支部で支部活動や総会方針について意見交換、懇親会では商売やくらしの事などを交流し、仲間のつながりを深めました。

## 第74回定期総会

6月17日(日) 10時~ 岸町ふれあい館

※各支部選出の代議員の皆さんは、必ず出席して下さい。

### 記帳学習会 今後の予定

- 6月12日(火) 民商会館 2時~5時
- 6月21日(木) 赤羽文化 2時~4時
- 7月10日(火) 民商会館 2時~5時
- 7月19日(木) 赤羽文化 2時~4時

### お知らせ

- ◆法律相談 6月27日(水) 午後2時~ 民商会館 ※要予約
- ◆虹の会 6月20日(水) 夜7時~ 民商3階

# 受動喫煙防止条例

喫煙による他者への健康被害を防ぐ、受動喫煙防止の動きが広がっています。

## 『国とは別』の都対策

国は100平方メートル以上の面積の店舗には禁煙、若しくは

喫煙による他者への健康被害を防ぐ、受動喫煙防止の動きが広がっています。

は分煙設備の設置を義務付けるなどとしています。

受動喫煙防止対策そのものは必要な事だと思いますが、今回、東京都が検討している独自条例案は、飲食店は面積に関係なく、従業員が1人

でも居る店は、原則禁煙若しくは分煙対策を義務付けるもので、違反には罰金5万円と営業停止も盛り込むなど、経営状況や利用者の実態を無視する強引な物です。そしてオリンピックが開催される2020年迄に実施するという、スケジュール的にも乱暴な内容です。

## 飲食店の悲鳴

対象となる店舗は都内店舗の84%にも上り、その大多数が実際の対応が難しいと思われています。東商連が行なうの緊急アンケートでも、「今来ているお客さんが来なくなる。」「設備投資する余裕など無い。」「吸える場所が減る中で、お客は8

東京都知事 小池 百合子 殿

2018年6月8日  
東京商工団体連合会  
会長 星 実

## 受動喫煙防止に対する要望書

日頃から中小業者の諸施策の実現と、その改善に努力されていることに敬意を表します。東京都は受動喫煙防止条例の骨子案を発表しました。多くの飲食店では自主的に対応を行なっています。私たちは「受動喫煙の防止」に向けた取り組みが必要であると認識しています。しかし、今回の骨子案は飲食店の84%に当たる店舗が「屋内禁煙」の対象とされ、罰則が付く強制的なものです。特に、従業員を雇用し、分煙設備を設置できない小規模店舗は屋内禁煙が強制され、多くのお店で不安が広がっています。

私たちは不安を抱える小規模飲食店へのアンケートに取り組みました。特徴的には事業者の半数が受動喫煙防止の「必要性がある」と答えています。事業(客数、売上)への不安があり、「都の骨子案」では約65%、「国の健康増進法改正案」では約37%が事業への影響を心配しています。事業者の約60%が都の骨子案に対応できず事業に支障をきたす不安を抱えています。さらに、都の助成を使って対応できると回答した事業者は約20%でした。

都の骨子案では小規模事業者の多くが「対応不可能」であり、「廃業か」「従業員解雇か」の選択が迫られます。「潰れてしまう」「強制でなく、お店、お客に選択できるようにしてほしい」などの声が多かったです。

私たちは条例制定に当たっては「受動喫煙の防止は必要なことですが、小規模飲食店の対策が可能であり、事業継続ができる」ことを要望します。

骨子案では「喫煙専用室の設置」で分煙が認められ、従業員を雇っていない事業者は禁煙、喫煙が選択できます。小規模な従業員を抱えているお店では、この制度が「商売を行なう上での不平等」を生み、不利益をこうむることになります。条例制定に当たって、以下の要望を申し入れます。

### 要望事項

- 一、条例制定を急がず、小規模な飲食店の対策が可能であり、事業継続ができるよう実態の把握と要望の聞き取りを十分に行ってください。
- 二、小規模事業者は「禁煙」「分煙」「喫煙」が選択でき、明確な表示提示することにより、お客様も選択ができる制度を求めます。

## 厚生労働省 助成金

厚生労働省では、受動喫煙防止対策を進める中小企業事業主に対し、100万円を上限に助成金を行ないます。給付の条件は、①労働者災害補償保険の適用事業主であって、②中

割以上が喫煙者。このままでは営業できなくなる。」「禁煙喫煙の表示を入口に掲げてお客さんが選択出来る様にすれば良いのでは?」など、不安や反対の声が多く出されています。受動喫煙防止対策の必要性は感じますが、中小店舗の営業実態、個人の趣味趣向の多様性も考慮し、商売を継続できる柔軟な対応を東京都に求めていきます。

増税のための景気対策って、アリエナイ(怒) 消費税10%増税と減税バラまき

住宅ローン減税拡充・自動車取得時の免税対象車種拡充  
消費の落ち込み心配し「消費税還元セール」解禁

うまい話のうらにはさらなる増税

増税・9条改憲に執念燃やす安倍政権は退陣を!  
国会前行動@6/10(日)14:00~

緊急行動 ※6月8日(金曜) 都議団各会派への要請行動を行ないます。参加できる飲食店の方はご連絡下さい。

詳しくは、厚生労働省ホームページ [www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukinmyokoku/0000207335.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukinmyokoku/0000207335.pdf) 参照か、民商へお問合せ下さい。

詐欺に注意! 厚生労働省ホームページでは、「助成金の勧誘に関する注意喚起」として、次のように警告しています。「最近、『国の助成金を使えば、無料で喫煙室が設置できる。』と、業者から喫煙室の設置を勧められたという情報が寄せられています。国の助成金は工事費の半額を補助するもので、工事費の全額を補助するものではありません。何か不審な点がありましたら、所轄の都道府県労働局までご連絡ください。」

このように、新しい制度を悪用した詐欺報告があるようです。勧誘には十分に気をつけてください。疑問・質問・不安があれば民商へ。 ☎39136632